○国土交通省告示第六百二十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年五月二十四日

国土交通大臣　前田　武志

一(一)　砂防法第二条の土地の表示

冥加沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県熱海市泉元宮上分字ニツケ山

二八二番一　一号から十一号まで

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称

三角町西沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷

静岡県静岡市駿河区丸子字泉ヶ谷

二九九八番

二九九九番四

二九九九番七

二九九九番一〇

二九九九番一二から一四まで

二九九九番二三から二九九九番二五まで

三〇〇一番三、三〇〇一番四及び三〇〇一番六

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

静岡県静岡市駿河区丸子字泉ヶ谷

二九九九番二五　一号

二九九九番七　二号

二九九九番二　三号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

浜井沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に在する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱二号と三号を昭和五十七年建設省告示第千百七十八号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県周智郡森町三倉

字沖　五二一四番二　一号

字風久保　五二二五番　二号

五二二七番　三号

五二二七番地先河川敷　四号

○国土交通省告示第六百三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十四年五月二十四日

国土交通大臣　前田　武志

一　砂防法第二条の土地の表示

飛鳥川

二　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

明治三十二年内務省告示第七十一号で指定した土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

大阪府南河内郡太子町大字春日

一六四三番　一号から十号

○関東地方整備局告示第二百十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年五月二十四日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号

関東地方整備局長　26

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社ＥＭＩ確認検査機構

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	遠藤　猛
変更後	田嶋　正

(2)　変更年月日

平成二十四年五月一日

○関東地方整備局告示第二百十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年五月二十四日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号

関東地方整備局長　13

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

ユーディーアイ確認検査株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	長内　綾子
変更後	植野　智旦、小坂　恒夫

(2)　変更年月日

平成二十四年五月一日

○関東地方整備局告示第二百十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から名称等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年五月二十四日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号

関東地方整備局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人群馬県建設技術センター

三(1)　名称の変更

変更前	財団法人群馬県建設技術センター
変更後	公益財団法人群馬県建設技術センター

(2)　変更年月日

平成二十四年四月一日

四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	金井　宏道
変更後	－

(2)　変更年月日

平成二十四年四月一日

五(1)　役員の氏名の変更

変更前	－
変更後	木村　創造、内田　武

(2)　変更年月日

平成二十四年四月一日

六(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	金井　宏道
変更後	大久保　晃

(2)　変更年月日

平成二十四年四月一日

○関東地方整備局告示第二百十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年五月二十四日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号

関東地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人茨城県建築センター

三(1)　代表者の氏名の変更

変更前	春田　茂桂
変更後	内藤　初男

(2)　変更年月日

平成二十四年三月三十一日

四(1)　評価員の氏名の変更

変更前	春田　茂桂
変更後	－

(2)　変更年月日

平成二十四年四月一日

五(1)　役員の氏名の変更

変更前	－
変更後	神山　俊男

(2)　変更年月日

平成二十四年四月一日

六(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	春田　茂桂
変更後	内藤　初男

(2)　変更年月日

平成二十四年四月一日